

# 入札説明書

美濃園余剰電力売却

令和8年3月

香芝・王寺環境施設組合

# 入札説明書

入札公告に基づく事後審査型条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟読のうえ、入札しなければなりません。

## 1 競争入札に参加する者に必要な資格

次の要件を全て満たす者のみが、この入札に参加できます。

- (1) 入札参加申込時に、一部事務組合である香芝・王寺環境施設組合（以下「本組合」という。）を組織する香芝市又は王寺町（以下「組合構成市町」という。）のいずれかにおいて、令和7年度の競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 入札の公告日から落札決定までの間に、本組合又は組合構成市町から物品・役務に係る入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなします。
- (7) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。
- (8) 納税義務の生じた税等を滞納していないこと。
- (9) 入札参加申込時に、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業を営むことの登録を受けている者であること。

- (10) 入札参加申込時に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定に基づき、経済産業大臣より公表されている者（入札参加申込時において同法第31条第2項及び第34条第2項の規定に基づき支払が完了している者を除く。）でないこと。

## 2 競争入札参加の申込み及び参加資格の確認

### (1) 一般競争入札への参加申込みについて

この入札に参加しようとする者は、次のとおり競争入札参加申込書（参加資格確認資料を求めている場合は、添付資料を含みます。）を提出してください。入札公告に記載の期日までに参加申込書の提出がない場合は、入札に参加できません。

- ・提出書類 : 競争入札参加申込書（様式1）
- ・提出方法 : 入札公告に記載のメールアドレス宛てに電子メールにより提出してください。電子メール送信後、本組合事務局に電話にて受信確認を行ってください。（やむを得ない理由により電子メールでの提出が難しい場合は、本組合事務局と調整後、提出書類等を締切日時までに提出してください。）
- ・確認結果 : 競争入札参加申込書（様式1）等を審査し、資格が確認でき次第、当該申込書に受付印を押印し、電子メールにより回答します。資格が確認できない場合も、電子メールによりその旨を回答します。
- ・添付資料 : 電気事業法第2条の2の規定に基づき、経済産業大臣に小売電気事業者として登録されている者であることを証明する書類の写し（1部）

### (2) 競争入札参加資格確認申請書及び添付資料の提出について （事後審査）

開札終了後、落札候補者となった者に対し競争入札参加資格の確認を実施しますので、競争入札参加資格確認申請書及び添付資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」という。）を、次の通り提出してください。

なお、参加資格が確認できない場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を実施します。

- ・提出書類 : ①競争入札参加資格確認申請書（様式2）  
②事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件総括表  
③組合構成市町のいずれかにおいて令和7年度の競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていることを証する書類  
④商業登記簿謄本（現在事項全部証明書又は、履歴事項全部証明書）  
⑤本店（委任する場合は受託先となる支店若しくは営業所等）の所在地の市町村民税、固定資産税（未納が無い旨の記載がある書類又は、納税証明書（直前営業年度1年分））並びに、法人税、消費税及び地方消費税（未納が無いことが分かる書類）

※③、④、⑤については「写し可」とします。

・提出方法 : 本組合事務局への持参により提出してください。郵送、宅配便等の送付による提出は受け付けません。

・提出場所 : 末尾頁「11 入札に関する問い合わせ先」記載のとおり

(3) その他

ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、落札者決定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、情報公開及び情報提供の対象となります。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。

ウ 競争入札参加資格確認申請書等の提出締め切り後における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となります。

エ 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

### 3 仕様書等に関する質問書の提出等

仕様書等に関する質問がある場合は、令和8年3月13日（金）午後5時00分までに質問書をご提出ください。なお、提出方法は、電子メールに限り受け付けますので、電子メールの件名には入札件名を明記してください。また、提出については、まとめて1回とし、電子メール送信後、本組合事務局に電話にて受信確認を行ってください。（質問が無い場合は、質問書を送付する必要はありません。）

質問があった場合は、令和8年3月18日（水）午後5時00分までに本組合ホームページに回答書を掲載します。（質問が無い場合は、回答書の掲載は行いません。また、質問の受付について、競争入札参加申込書の提出者からの質問のみを有効なものとして取扱います。）

※送付先メールアドレス及びホームページアドレスは入札公告に記載の通りです。

### 4 入札の方法等

(1) 郵便による入札

開札日前日までに、〒639-0261 香芝市尼寺6 1 5 番地 香芝・王寺環境施設組合 事務局宛に一般書留又は簡易書留郵便で必着のこと。

注) 入札書の郵送開始日は、開札日の10日前とします。郵送開始日より早く郵送した場合、その入札書は無効となります。なお、当該書留郵便の表面に、入札書が封入されている旨（「入札書在中」）を記載してください。

(2) 開札の立ち会い

ア 入札参加者で、当該開札の立ち会いを希望する方は、各入札参加者につき1名に限り開札に立ち会うことができます。

イ 立会人は、入札参加者又は入札参加者の委任を受けた代理人でなければなりません。この場合、入札参加者は、他の入札参加者の代理人となることは出来ません。また、同一の入札において、2者以上の代理人となることもできません。

ウ 立ち会いを希望する方は、開札の開始時間までに開札場前に集合してください。

※委任状を持参しない代理人は、立会いをすることはできません。

(3) くじによる落札者の決定

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、くじ引きを行い、落札者を決定します。なお、くじ引きを行う対象となるものが、当該入札の立会人として参加している場合は、その者がくじを引き、参加していない場合は、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引きます。

(4) 入札回数等

入札回数は、1回とします。ただし、落札者がいない場合は、1回に限り再度入札に付することがあります。再度入札に付するときは、直ちに再度入札を行う旨を入札参加者に電話等により通知しますので、入札参加者は指定日までに入札書を郵送してください。

なお、当初の入札において、入札を辞退した者又は入札書を提出しなかった者は再度の入札に参加することはできません。

(5) 入札書記載金額について

入札書に記載する金額は、入札者が見積もった契約希望単価（0.01円単位で設定するkWh当たりの単価。ただし、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。）と、本組合が示す年間予定売却電力量（3か年度分）に従って計算した総額により行うものとします。なお、入札書に記載する金額はいずれも消費税及び地方消費税を含まない金額としてください。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（総額においては1円未満の端数があるとき、単価の額においては0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とします。

## 5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告及び入札説明書に示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 香芝・王寺環境施設組合契約規則（平成13年規則第1号）第7条の規定に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (4) 本組合により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札執行日までの間において入札参加停止措置を受けた者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の行った入札
- (5) 入札書等に不正な手段により改ざんされた事項が認められた場合の入札
- (6) 入札金額内訳明細の記載を求める入札において、合計欄の額が入札額と同一でない、又は表の計算に間違いがある入札
- (7) その他郵便入札の場合は、郵便入札要領の「入札の無効」の規定に該当する場合

## 6 落札候補者の決定方法等

入札単価が予定単価以上でかつ、総額が予定価格以上の額で入札を行った者のうち、最高金額をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。（予定単価及び予定価格は入札公告を参照してください。）

## 7 契約の不締結

落札決定後、契約までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限又は組合構成市町の入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しません。

この場合において、落札者に損害が生じても、本組合は一切の損害賠償の責めを負いません。

## 8 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。以下同じ。）に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号のいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、

遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

- (9) 契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
- (10) 契約者がその責に帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (11) 契約者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
- (12) 契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。
- (13) 契約者が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
- (14) 契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (15) (1)から(14)までに掲げるもののほか、契約者に契約関係を継続し難い重大な理由があると認められるとき。

## 9 議会の議決

この入札に係る契約が、香芝・王寺環境施設組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和51年条例第16号）の規定により組合議会の議決に付すべき契約に該当する場合は、落札決定後に落札者との間で仮契約を締結するものとし、組合議会の議決を得たときに限り、本契約として効力を生じるものとします。ただし、組合議会の議決を得られないときは、この契約は解除するものとし、本組合は損害賠償の責めを負わないものとします。

## 10 その他事項

契約条項及び入札条件等については、入札公告及び本書によるほか、香芝・王寺環境施設組合契約規則（平成13年規則第1号）等の関連規定によります。

## 11 入札に関する問い合わせ先

〒639-0261 奈良県香芝市尼寺615番地

香芝・王寺環境施設組合 事務局

電話 0745-76-4883